

# わが国のIFRSへの今後の対応を検討 企業会計審議会会計部会

去る6月2日、金融庁は、企業会計審議会第10回会計部会（部会長・徳賀芳弘・京都大学名誉教授）を開催した。2013年に「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」、いわゆる「当面の方針」を公表して以降、約10年が経ち、IFRS任意適用企業の拡大やのれんをめぐる国際的な動向について環境の変化がみられるため、今後の方針について議論を行った。

IFRS任意適用 主要審議事項は次のとおり。事務局は、「『当面の方針』を公表以降、『IFRS任意適用企業数』および『全上場企業の時価総額に占める割合』は増加したものの、直近において伸び率は鈍化傾向がみられる」としたうえで、委員にIFRS任意適用についての考え方と、その考え方に基づく具体的な取組みについて議論を求めた。

委員からは、「IFRS任意適用については、継続して一層の拡大促進を図っていくべき」

のれん残高が積み上がる問題）への対応として、のれんの償却の再導入を求めていたが、

2022年6月、FASBおよびIASBはのれんの会計処理について、わが国の会計基準と取扱いしない方向で暫定的な決定がなされた。

こうした環境の変化を考慮し、事務局は、今後「Too little, too late」問題についてどう考えるか、また今後の対応や意見発信についての議論を求めた。

委員からは、「今の減損テストの枠組みを変えることは難しいが、発信については継続的に行っていくべき」との意見が聞かれた。その一方で、「のれんの償却については、企業が選べるようにするべき」、「上場しているスタートアップ企業の72%がのれんの償却が負担となり、M&Aを断念しているというデータがある。日本のスタートアップを大きくしていくなかでこの問題について考えるべき」との声も聞かれた。

\*

今回の議論では多岐にわたる意見が出たため、次回以降、具体的な方向性を定めることとした。

## のれんをめぐる国際的な動向

ASBJや日本経済団体連合会はIASBに対して、「Too little, too late」問題（減損損失の認識の十分性および適時に課題があり、貸借対照表

## 今月の税務

| 日付               | 項目   | 備考・コメント  |
|------------------|--|--|
| 7月10日(月)まで       | ① 源泉所得税および特別徴収住民税の納付(令和5年6月分)  | ① 源泉所得税には復興特別所得税の額を含む。   |
| 7月31日(月)まで       | ② 法人の確定申告、納付、延納の届出(令和5年5月期分)<br>法人税・消費税・地方消費税・法人事業税(法人事業所税)・法人住民税<br>③ 申告期限延長承認法人の法人税確定申告<br>1カ月延長法人(令和5年4月期)<br>2カ月延長法人(令和5年3月期)<br>④ 消費税・地方消費税の確定申告(1カ月ごと)(5月期)<br>⑤ 消費税・地方消費税の確定申告(3カ月ごと)(2月、5月、8月、11月期)<br>⑥ 法人の中間申告(半期・11月期)<br>法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税<br>⑦ 消費税・地方消費税の中間申告納付<br>直前年税額4,800万円超のとき 1カ月ごと(5月期を除く)<br>直前年税額400万円超のとき 3カ月ごと(2月、8月、11月期) | ②～⑦ 法人の事業年度(課税期間)の終了日は各月末日とする。<br>④～⑤ 消費税課税期間の短縮特例は適用後2年間継続が要件である。 |
| 7月中の市町村条例で定める日まで | ⑧ 固定資産税(都市計画法)第2期分の納付  |  |

# パーシャルスピンオフの会計処理、引き続き検討進む

ASBJ、企業結合専門委

去る6月5日、企業会計基準委員会が第104回企業結合専門委員会を開催した。

第103回(2023年6月

1日号(No.1678)情報ダイジェスト参照)に引き続き、「パーシャルスピンオフの会計処理」について審議された。

## 例外的な取扱いの範囲

### (1) 連結財務諸表上の処理

事務局は、前回審議された案2(子会社株式に該当しなくなる一部留保の株式分配(按分型)についての例外的な取扱い)における連結財務諸表上の具体的な会計処理について、次の事務局案を示した。

- ① 支配を喪失しない場合
- 個別財務諸表で計上した損益を連結財務諸表においても帳簿価額の差額について加減したうえで、資本剰余金として処理する。
- ② 支配を喪失して関連会社になつた場合
- 親会社の個別貸借対照表に計上している当該関連会社株式

の帳簿価額は、投資の修正額のうち配当後持分額を加減し、持分法による投資評価額に修正する。

● 持分法による投資評価額には支配喪失以前に費用処理した支配獲得時の取得関連費用を含まない。

③ 支配を喪失して関連会社にも該当しなくなった場合

● 連結貸借対照表上、残存する当該被投資会社に対する投資は、個別貸借対照表上の帳簿価額をもって評価する。

\*

なお、②、③に関して、配当前の投資の修正額とこのうち配当後の株式に対応する部分との差額(②の場合はその他の包括利益累計額を除く)および個別財務諸表上の取得価額に含まれている付随費用のうち配当した部分に対応する額については、原則的な取扱いと例外的な取扱いを設ける。

専門委員からは、引き続き案2を進めていくことに異論は聞

経理に効く法律雑学

## 送達

弁護士 白川 敬裕

裁判や強制執行など、裁判所を利用して権利を実現する場合、「送達」という手続が重要です(民事訴訟法98以下)。「送達」が実現しなければ、裁判を進められません。強制執行などの手続もできません。

「送達」とは、裁判所が重要な書類(訴状、呼出状、判決書など)を相手に送る手続をいいます。「送達」は、単なる「送付」ではなく、後述する法律的方式に従って実施する必要があります。

「送達」が必要となるのは、裁判が起されたとき、判決が出たときなど、節目となる場面です。「知らない間に裁判を起された」ということがないように、訴えられた人に対し反論や不服申立ての機会を与える必要があります。そのため、裁判所からの「送達」は、特別な郵便により実施されます。具体的には、郵便配達員から、裁判所の名前が入った封筒(赤字で「特別送達」と書かれた封筒)を手渡しで交付され、特別送達報告書に受領者として署名を求められます。「送達」は原則として、書留郵便よりさらに厳格な郵便で実施されます(民事訴訟法101)。「送達」が実現しなければ、裁

判を進めてもらえないため、裁判を起したい相手がいる場合、まずは相手の住所(書類が本人に届く場所)を調べる必要があります。弁護士は、裁判等の正当な目的であれば、職務として相手の住民票を取り寄せることができます。どうしても相手の住所がわからない場合、調査会社(いわゆる探偵事務所)に依頼して尾行等を行い、住所を突き止めることもあります。

「相手の住所はわからないが、勤務先の会社名・所在地がわかっている」場合は、相手の勤務先に送達してもらうことができます(民事訴訟法103②)。

相手が裁判所からの書類を意図的に受け取らない場合は、「相手がその住所に居住していること」を調査して裁判所に報告すれば、「一般的な書留郵便の方法で「送達」を実施してもらえます。この場合、相手が受け取らなくても、裁判所から書類を発送した時点で「送達」があったものとみなされ(民事訴訟法107③)、裁判を進めてもらえます。相手が住んでいることの調査・報告は大変です。近隣住民に聞き込みをしたり、郵便受けや表札を確認したり、水道メーターの動きを確認

したりして所定の報告書を作成し、裁判所に提出する必要があります。調査会社にこの調査・報告書作成を依頼することも可能です(一般的な費用は4万~5万円程度です)。

相手が住民登録のある住所に居住しておらず、勤務先もわからず、前記のような調査を行方不明であることが判明した場合は、「公示送達」で送達してもらえます。「公示送達」とは、裁判所の入口付近の掲示板に呼出状を貼り付け、2週間経過すると「送達」が完了したことにする手続です(民事訴訟法110~112)。

判決で勝つた後、強制執行(預金・給与の差押え、不動産の競売など)をする場合も、判決書が相手に「送達」されている必要があります。具体的には、判決を出した裁判所に、「判決書を相手に送達した」という証明書が発行してもらい、強制執行を担当する裁判所に提出する必要があります。

訴えられた人の立場では、裁判所から書類が「送達」された場合、これを放っておくと、裁判が進んで敗訴の判決が出たり、資産を差し押さえられたりするので、注意が必要です。

かれなかったものの、「個別上の時価で洗い替えた損益を連結でも活かすべきかどうかは検討の余地がある」などさまざまな意見が聞かれた。

(2) 完全子会社のみを対象とすべきか否か

前回の会議で対象を「完全子会社に限定すべきなのか」との意見が挙がったことを受け、事務局から、「今回は例外的な取扱いを定めるものであるため、完全子会社に限定すべき」との考えを示した。

専門委員からは、「税制改正に伴う緊急的な側面があるため、完全子会社に限定するのめやむを得ない」との声が聞かれた。

#### 基準開発の範囲

5月16日開催の第501回親委員会（2023年6月10日号（No.1679）情報ダイジェスト参照）にて、「会計基準の改正範囲の観点から、今回のパーシヤルスピノフの会計処理の検討では、支配を喪失しない場合が対象となることは想定されたいため、詳細な検討を行う必要はないのではないか」との意見が聞かれた。事務局は、この意見への対応として次の2案を提案した。

案A 現実に発生する可能性が高いと考えられるパーシヤルスピノフに絞って、支配を喪失して関連会社にも該当しなくなった場合に限定して定めを設ける。

案B パーシヤルスピノフに限定せず、連結財務諸表における子会社株式を配当したケースを網羅的に示すことを目的として、事務局が提案している前記「例外的な取扱いの範囲」(1)の①から③（原則

および例外も含む）の会計処理すべてに定めを設ける。

事務局は、「すべてのパターンにおける会計処理が明示されていることで、実施した場合における会計処理の予見可能性が高まる」とし、案Bを進めていく考えを示した。

専門委員からは、「税制にとられず、妥当な会計基準を作成していくべき」との賛同の声が聞かれた。

#### 国際会計

### 報告主体に関する概念基準書、公表

#### 表 FASB

去る6月8日、FASBは「概念基準書8号『財務報告のための概念フレームワーク』—第2章「報告主体」を公表した。

概念基準書は、権威あるものでなく基準書より下位のヒエラルキーではあるが、財務報告の基本的な事項を規定している。新設された2章の主な内容は次のとおりである。

#### 報告主体の定義

報告主体 (reporting entity) を「既存の投資家と潜在的な投

#### 報告主体の特徴

・主体の経済活動が行われてい

#### 「一般的な目的の財務報告」の目的を満たす財務諸表

親子関係が存在する場合、連結財務諸表の完全なセットが

資家、貸手、およびその他の資源提供者による主体への資源提供に関する決定にあたり有用である『一般的な目的 (general purpose) の財務報告』によって示すことができる経済活動の限定された領域」と定義している。

・それらの経済活動は、他の主体の経済活動と区別することができる  
 ・「一般的な目的の財務報告」の財務情報は、限定された領域の主体の経済活動を忠実に示し、主体への資源提供に関する決定をするために役立つ

「一般的な目的の財務報告」の目的を満たすためには必要である。  
 親会社の単独財務諸表と、完全なセットではない結合財務諸表（共通支配下（親子関係が存在しない場合を含む）の2つ以上の主体を示す）は、「一般的な目的の財務報告」の目的を満たすには十分でない。

## 経理用語の豆知識

### 有価証券報告書訂正報告書と内部統制報告書

内部統制報告制度の対象とする内部統制は、財務諸表を中心とした財務報告が法令等に従って適正に作成されるための体制である。したがって、有価証券報告書の訂正報告書が提出されたことをもって、ただちに連動して財務報告に係る内部統制に開示すべき重要な不備がないと記載した内部統制報告書について訂正報告書を提出しなければならないということにはならない。

ただし、有価証券報告書の訂正報告書を提出する原因となった誤りを検討し、当該誤りが内部統制の評価範囲からの財務報告に重要な影響を及ぼすような内部統制の不備から生じたものであると判断される場合には、当該内部統制報告書についての訂正報告書の提出が必要になるものと考えられる。なお、適切に決定された評価範囲の外から開示すべき重要な不備に相当する事実が発見された場合には、内部統制報告書に記載した評価結果を訂正する必要はないと考えられる。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

| 日付        | 法規等  | 出所  | 備考   | 掲載号 |
|-----------|--|-----|--|-----|
| 2023年6月2日 | 金融庁告示63号<br>連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部を改正する件 | 金融庁 | 2023年5月23日に国際会計基準審議会が公表した、OECDのBEPSプロジェクトの第2の柱(グローバル・ミニマム課税)モデルルールを導入するために制定された税法に係る繰延税金の会計処理に対する一時的な例外を定めた修正後のIAS12号「法人所得税」を、新たに指定国際会計基準として指定したものの。<br><a href="https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20230602.html">https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20230602.html</a>              | —   |
| 2023年6月8日 | 企業買収における行動指針(案)  | 経産省 | 「公正な買収の在り方に関する研究会」における議論等を踏まえて、日本の経済社会において共有されるべきM&Aに関する公正なルールとして、策定するもの。企業価値・株主共同の利益、株主意思、透明性といった3つの原則が提示されている。コメント期限は2023年8月6日まで。<br><a href="https://www.meti.go.jp/press/2023/06/20230608002/20230608002.html">https://www.meti.go.jp/press/2023/06/20230608002/20230608002.html</a> | —   |

# 日銀総裁のインフレ理解への疑問

金融

日銀の植田総裁は、5月31日に開催された日本銀行金融研究所主催の2023年国際コンファランスで開会のスピーチを行った。そのなかで、「1970年代のGreat Inflationの教訓」として述べた点には、異論を唱えたい。

総裁は、1970年代のGreat Inflation(大インフレ)について、コストプッシュ要因と金融政策の過度な需要喚起という2つの原因を指摘した。しかし、1970年代の米国におけるインフレ率は年平均約7・25%であり、この数値は金融政策の影響だけでは説明できない。たとえば、1974年の石油危機で原油価格は4倍以上になり、影響は全体的な物価に波及した。また、1970年代の給与上昇率も年平均約6・8%で、需要過多というよりは労働者の賃金要求に起因するものとみるのが妥当だ。

インフレ予想についても、具体的な数字に基づくと、総裁とは異なる見方ができる。たとえ

ば、日銀のインフレ目標は2%だが、2022年には実際の日本の消費者物価指数(CPI)の増加率はこの目標を超え、一時的には4%に達した。

その一方、日銀が公表する展望レポートの2023年度、2024年度のインフレ予想は2%を下回ったままで、予想と現実の間に大きなギャップがある。これでは、消費者や企業が、日銀のインフレ目標の達成に対して、疑いを持つことになる。インフレ予想の安定化は、中央銀行の目標設定や公表だけではなく、その目標が経済主体にとって信頼性を持ち、理解可能であることが重要だろう。

インフレの原因把握とインフレ予想の安定化は重要であるという総裁の指摘や中央銀行の金融政策が、インフレを制御するうえで重要であることは間違いない。ただし、その政策は、経済全体の動向、特に労働市場の状況、商品価格の変動、および消費者や事業者の期待に敏感である必要がある。

# 自社株買い急増は株価を支援するか?

証券

米債務上限問題が終息した株式市場の焦点は、6月の米連邦公開市場委員会(FOMC)に移ってきた。インフレ率が低下傾向にあるとして米連邦準備制度理事会(FRB)は利上げを停止する公算が大きい。インフレ水準がまだ目標より高いことを重視して、最低限の利上げ(0・25%)を実施したとしても、ひところのような緊迫感を失っているため、株価への打撃は限定的であろう。

米株価は債務上限問題が終息したこともあり、6月に入ってから、着実に上昇している。引き続きインフレ動向とFRBの金利引上げ計画との間で変動を繰り返すが、緩やかな上昇を維持できるのではなからうか。

一方の日本株価は、6月に入っても上昇の勢いは衰えず、6月上旬の株価上昇率は欧米や日本以外のアジア市場は最高2%に對し、日本市場は4・5%を記録した。この日本株価の上昇をけん引してきたのは、海外投資家であり、国内投資家の動きに

はあまり変化がみられない。しかしながら、最近になって、国内投資家による事業法人の買いに少し盛り上がりが見られるという。その背景は自社株買いの増加であるようだ。

なぜ、いま自社株買いなのか? 今年になって東京証券取引所はPBR(株価/純資産)が1倍以下の企業に対し、株価が安すぎるのは問題だとして、改善を求める要請をした。その要請を受けて、企業はPBR引上げに動き出した。その方法の1つが、自社株買いによって純資産を減らすことである。自社株買いによって株数を減らせば、1株当たり利益が増え、株高につながる。PBRは1を超えていくだろう。企業は東証の要請にみごと応えることができる。

自社株買いは、3月期決算会社を中心に5月に計画発表が急増し、合計金額は3兆円を超えた。事業法人の自社株買いは昨年1年間で9兆円であったことから、この自社株買いが今後の株価に与える影響が注目される。